

暫定議題案
第 19 回遵守委員会会合
2024 年 10 月 3-5 日
台湾、台北

凡例:

 - 青でハイライトした議題／副議題項目にかかる議論は、会合の開会前に文書通信により開始される予定である。全体会合では、事前協議で提起された重要な事項について検討するための機会が与えられる。

1. 開会

- 1.1 歓迎の辞
- 1.2 議題の採択
- 1.3 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

本議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置に対するメンバーの遵守状況に関するものである。

2.1 事務局からの報告

事務局は、以下の主要な CCSBT 保存管理措置にかかるメンバーの遵守状況及び／又は実施状況の概要を示した表を含む 2 つの文書を提出する予定である。

- SBT 関連措置
- ERS 関連措置

2.2 メンバーからの年次報告

メンバーは、CCSBT 28 において採択された 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレート により、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。

本議題項目では、年次報告書における主要な課題に対する質疑応答（メンバーによるパフォーマンスの精査を含む）に重点を置く。メンバーは、CCSBT 措置の実施及び／又は遵守に問題がある全ての分野についてハイライトすべきである。

CC 18 は、事務局が各メンバーごとに遵守上の課題を特定し、メンバーが各項目にどのように対処したかを CC に報告することができるよう、メンバーに対するレターとして遵守上の課題を取りまとめることに合意した。さらに、CC 16 は、前回の CC 会合において措置の遵守状況に関する事務局文書に総括された非遵守問題があったメンバーは、それぞれの国別報告書（セクション 1.3）の中で、そうした非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況を報告すべきことに合意した。

2.3 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.3.1 メンバーの遵守状況

遵守委員会（CC）は、CCSBT 管理措置の遵守状況にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.3.2 是正措置政策の適用

CC19 は、非遵守が特定されたあらゆる分野（TAC の超過及びその返済の事例を含む）について検討し、そうした非遵守事例に対して、CCSBT 是正措置政策の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。特に、

- CC 19 は、EC による一時的な特別枠に関する評価に対して助言を行うためインドネシアの返済計画及び管理計画にかかる今日までの実施状況及び2023 年の遵守関連記録をレビューする予定である。
- 南アフリカは、2023 年12 月31 日までに是正行動計画を提出し、並びに未提出となっていたデータ及び国別報告書を提出（ERS データに関しては ERSWG 15 の前までに提出）するとしていた CC 18 における同メンバーの約束に関するアップデートを提示する予定である。

3. 2025－2029 年の遵守行動計画（CAP）案

本議題項目は、メンバーに対し、拡大委員会（EC）に対して勧告を行うべく、2025－2029 年を対象とする CAP 案を最終化する機会を提供するものである。2025－2029 年の CAP 案には、遵守リスクの一覧（TCWG 4 により起草されたもの）並びにこれらのリスクに対処するための行動項目（TCWG 4/CC 18 により起草され、2024 年に休会期間中の CAP 連絡グループからのインプットを得たもの）が含まれている。

さらに、事務局は、遵守計画の全体的なゴール、戦略及び原則が CCSBT の 2023－2028 年戦略計画と整合したものとなるよう、遵守計画のレビュー／アップデートを CC の 2025 年作業計画に含めるべきことを勧告する。

4. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び／又は事務局は、以下に列記したような CCSBT 措置の運用上の問題点についてのアップデート又は報告を行う予定である。

- CPG5 に基づき受領した通報に関する報告¹
 - 事務局及びメンバーは、2023 年10 月の CCSBT 30 以降に CPG5 に基づき行われた通報に関して報告する予定である。
- 許可船舶・蓄養場決議
 - 事務局は、冷凍能力（CCSBT 許可船舶に対して2023 年1 月1 日から要件が発効）及び船舶が旗国の国家管轄外の水域で操業する許可を有しているかどうか（2024 年1 月1 日から要件が発効）に関する情報が要件に従って提供されたかどうかについて簡潔な報告を行う予定である。
- 転載決議
 - 事務局は、CCSBT 30 以降に乗船転載オブザーバーなしに実施されたあらゆる SBT 洋上転載（もしあれば）に関する報告を行う予定である。メンバーは、そのような事例があった場合に取った追加的な遵守措置について報告する予定である。
 - CCSBT と ICCAT との転載 MoU の（ICCAT の転載補給申告書の CCSBT との共有を促進するための）レビューについては議題項目 6.1 で検討される。
- 港内検査に関する最低基準
- IUU 船舶リスト決議
 - 事務局は、CCSBT の IUU 船舶リストの現状について簡潔なアップデートを行う予定である。
 - 必要に応じて、IUU 船舶リスト案について検討する。

¹ 極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン

5. CCSBT の政策及び決議のレビュー及び改正

5.1 最低履行要件 - MPR (CPG1) 改訂案

2023 年に採択された CCSBT 転載決議の改正点を反映するため、転載に関する CCSBT の MPR を改訂する必要がある。事務局は、メンバーによる検討に向けて転載 MPR 改訂案を提出した。

5.2 CCSBT 是正措置政策 (CPG3) のレビュー

本議題項目は、CCSBT 措置の遵守の改善にインセンティブを与えるべく CPG3 に追加し得る新たなツールについて検討した CC 18 での事務局文書 [CCSBT-CC/2310/10](#) を踏まえた議題項目である。TCWG 5 は CC 19 会合に統合されたことを踏まえれば、当初想定されていた CC 19 会合の前の対面による議論を実施することはできない。

5.3 極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン (CPG5)

事務局は、COVID-19 パンデミックの間に学んだ教訓を取り入れることを含めた CPG5 のレビューに関する文書を提出する予定である。事務局は、メンバーによる検討に向けていくつかの勧告を行う予定である。

6. CCSBT 遵守計画の実施

本議題項目は、2018-2020 年を対象とする 3 年間の遵守行動計画のうちまだ完了していない行動事項、及び/又は 2024 年に対応された維持管理行動事項であって他の議題項目において検討されていない事項について検討するものである。

6.1 転載決議 : IOTC との LoU 及び ICCAT との MoU

CC 18 は、事務局に対し、ICCAT/IOTC と CCSBT との間で転載補給申告書を共有することができるよう強化するためのレビューを含め、既存の ICCAT 及び IOTC との M/LoU を精査する任務を課した。

6.2 インドネシアによる 2 年間の試行的洋上転載計画

6.2.1 計画のモニタリングに関する報告

事務局は、2023 年 11 月 1 日に開始されたインドネシアによる試行的洋上転載オペレーター計画にかかるモニタリングの結果を報告する予定である。

6.2.2 品質保証レビュー (QAR) 付託事項 (ToR)

事務局は、2025 年に実施予定のインドネシアによる 2 年間の試行的洋上転載計画にかかる QAR の付託事項案を提出する予定である。

6.3 市場

6.3.1 日本市場提案に関する解析

事務局は、文書 [CCSBT-CC/2310/19](#) に示されたフォーマットに従い、日本市場提案のうち事項 1.1-A), B), D), E) 及び F) にかかる解析を実施し、その結果を提出する予定である。

6.3.2 標識番号検索のためのオープンアクセス CCSBT ウェブページ

事務局は、CDS 標識番号を用いて SBT の個体情報を検索するためのオープンアクセス CCSBT ウェブページに関する仕様書案及び推定費用に関する文書を提出する予定である。

6.4 常設議題項目

以下の常設議題項目については、最新の情報が利用可能となった場合に検討する予定である。

- WCPFC との転載 MoC の運用開始
- ICCAT の記録から得られた新たな SBT 漁獲報告に関するアップデート
- SBT にかかる潜在的な IUU 活動に関するアップデート (以下を含む)
 - Trygg Mat Tracking に依頼した臨時解析
 - 船舶位置情報解析 (例えば VMS 又は AIS データの解析)
- 遺伝子による SBT の種同定技術の開発状況 (利用可能な場合)
- MCS 制度に関するベストプラクティスの特定及び共有

7. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

事務局は、国際監視・管理・取締りネットワーク (IMCSN) 及びそれに関連するネットワークグループ²の動向、並びにその他の関連機関と事務局との遵守関係に関するアップデートを提供する予定である。

8. 試行的 eCDS の開発状況

本議題項目では以下の事項に関するアップデートを提供する。

- 2024 年に実施された追加的な eCDS 開発作業
- eCDS 作業部会による休会期間中の活動 (2024 年に実施されたテスト/フィールドテストを含む)
- 解決を要する実施上の未解決課題
- 英語及び日本語のユーザーマニュアルの利用可能性

また、メンバーによる検討に向けて、eCDS の実施を促進するための CDS 決議改正案も提出予定である。

9. 海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクト

CCSBT 海鳥プロジェクトマネージャーが、CCSBT 漁業における生態学的関連種 (海鳥) 措置の実施の強化に関するプロジェクトの進捗状況 (海鳥プロジェクト作業部会の活動を含む) を報告する。

10. 2025 年の作業計画

11. その他の事項

12. 拡大委員会に対する勧告

13. まとめ

- 13.1. 会合報告書の採択
- 13.2. 閉会

² パン・パシフィック漁業遵守ネットワーク (PPFCN) 及びまぐろ遵守ネットワーク (TCN)